

犯罪者処遇の国際的動向

— 人足寄場を回想しつつ —

長島

敦

- 一 監獄改良運動の夜明け
- 二 初期の国際会議
- 三 一八七〇年のシンシナティ宣言とその後
- 四 国際連合と被拘禁者処遇最低基準規則
- 五 一九七〇年シンシナティ宣言

結び

一 監獄改良運動の夜明け

一七八九年(寛政元年)七月一日は、フランス革命の日であった。この日、一〇〇〇人の暴徒がアンシャン・レジームの象徴であったバステイーユ監獄を破壊し、七人の囚人を解放した。それは、ヨーロッパ及びアメリカ新大陸における人道主義的な監獄改革運動にさらに力強い支援を与えるものともなった。

明けて一七九〇年(寛政二年)は、アメリカ合衆国憲法の制定された年であるが、奇しくもこの年は、わが国で老中松平定信が火附盗賊改役長谷川平蔵の献言もあって江戸鉄砲州に加役方人足寄場を設置した年でもあった。これが佃島人足寄場、石川島人足寄場と言われるものである。同じ年、常州上郷村にも人足寄場が開設されている。

ヨーロッパでは、フランス革命に先立って人権思想の啓発と監獄改良運動はすでに始まっていた。わが鎌倉時代の一二二五年には、イギリスで国王がマグナ・カルタに署名しているし、豊臣秀次の頃、一五九五年には、アムステルダムに懲治場が創設され、近代的自由刑の誕生を見ている。下って、元祿時代、一七〇三年には、法王クレメント一世がローマに、聖ミカエル感化監を創設した。さらに下ってベッカリアが「犯罪と刑罰」を著したのは、一七六四年(明和元年)であり、ジョン・ハワードが「イングランド及びウェールズにおける監獄の現状」を公にしたのは、一七七七年(安永六年)であった。他方アメリカ新大陸では、ペンシルバニアのクエーカー教徒がジョン・ハワードの刺戟を受けて監獄改良の先駆的役割を果たした。一七七六年、ペンシルバニアのフィラデルフィアでアメリカ一三州の最初の独立宣言がなされたが、この宣言の署名者であったフィラデル

フィアのベンジャミン・ラッシュ博士は、一七八七年五月に「監獄の悲惨さを軽減するためのフィラデルフィア協会」の設立者の一人となっている。それは有名なウォルナット・ストリート・ジェイルが建設された三年後のことであった。つづいて一八一〇年には、有名なナポレオン法典（刑法）が制定され、一八一五年には、ロンドンで、「監獄の教化訓練の改善と少年犯罪者の更生のための協会」が設立され、一八一九年には、「フランス王室監獄協会」が、そして一八二四年には、ポストンに「監獄教化訓練協会」が発足している。

国際間の監獄運営に関する情報の交換がなされた最初の記録は、一八二五年（文政八年）に、前記のロンドンの「監獄の教化訓練の改善と少年犯罪者の更生のための協会」からアルゼンティンに対して送った小冊子「監獄運営の諸理念」であったとされている。このような一八世紀の終わりから一九世紀初頭の動きは、ジョン・ハワード等によって明らかにされた監獄の悲惨な諸条件に対する堪えがたい感情、法王クレメント一世が聖ミカエル感化監の創設によって例証したような大人と若年犯罪者との分離処遇の主張、労作場や懲治場の発展といった三つの根源に発しているように思われる。そして、一八三五年（天保六年）には、「スイス公益事業協会」が会合を開いているが、そこでは、浮浪者、貧困者の状態に関心が向けられ、失業、貧困の問題と犯罪の問題とは組み合わせられて検討されなければならないという意見が表明されている。一八四二年と一八四三年には、イタリーで保健衛生と監獄改良の問題について二つの会議が開かれている。

人足寄場は、その設立の趣意に明らかならず、本来、入墨又は敲の刑に処せられた者で帰住する所のないものと無宿者（貧民）を收容する場所であった。その設立された頃には、無宿者が関八州に徘徊し、火附盗賊が多く世情騒然としていたと言われている。一七七八年（安永七年）には、老中松平右京大夫、関八州の無宿狩を指令し佐州（佐渡鉦山）の水替人夫としてこれを送り込んだと伝えられている。人足寄場は、このように本来、佐

州表へ差しつかわすべき者を、厚い仁恵を以て加役方人足として寄場へ送り、各自が手業を覚えるようにし、心を改めて職業に出精し、将来の正業の元手にもありつくよう目ざしている。将来の生計を立てうる基礎がはっきり固まれば、收容期間の多少を問題とせず寄場から放免し、百姓出身の者は相応の土地を与え、江戸出身の者には出生の場所にもたせ家業をさせる。職業に必要な道具や、これに代わる必要な手当は公儀から下付する、という構想に出るものであったとされている。石川島の人足寄場では、場内に藁細工、炭団造り、大工、左官鍛冶、籠作り等の工房を造り、收容者にこれらの手業を習得させ、その労役による収入の一部は官が溜めて置いて收容者の更生資金としたとされている。また、設立当時の石川島人足寄場は、粗末な竹はた垣で囲われていた半開放的な收容場所であったようで、江戸から海中に孤立した島に置かれたという地の利はあったとしても、又遠島（流刑）に通ずる思想がそこに伏在していたとしても、当時の一般の牢屋敷とは著しく異なるものであったようである。石川島人足寄場と同じ頃発足した常州上郷の人足寄場は、新田の開墾作業に従事し、成績良好な者には、配偶者を世話し、土地、家屋、農具一式を添え、一戸の百姓に取立てその自立を計ったとされている。これらの人足寄場の特色は、たんに收容者に手業を身につけさせ、生業資金等を与えてその社会への復帰更生をはかったばかりでなく、そこで心学講話を受けさせその道徳的改善をはかったことである。一八二〇年（文政三年）、石川島人足寄場には、江戸払以上の百姓、町人の追放刑を受けた者をも收容することとなり、徒刑（自由刑）執行の場に変貌しはじめ、一八四一年（天保二年）には、さらに重労働の油絞りをはじめ収益は増大したが、その実質は後年の懲役刑に近いものに変質したとされている。さらに一八四三年（天保十四年）には、石川島人足寄場の例にならない各地に寄場設置方が奨励されている。そして一八四四年（弘化元年）には、石川島人足寄場の收容人員は六〇〇人余の過剰收容となつたとされている。

二 初期の国際会議

一八四六年（弘化三年）九月、フランクフルト・アム・マインで最初の国際監獄会議が三日間にわたって開催された。この会議に代表を送った国は、ベルギー、イギリス、スイス、デンマーク、ドイツ、フランス、オランダ、ロシア、スエーデン、ノールウェイ、アメリカ合衆国、ポーランド、オーストリー、イタリアで参加者は八〇人を越えたとされている。この会議では、参加各国の監獄とその改良の実情についての報告書が提出され、二三の問題について討議が行なわれたが、その主たる関心は、いわゆるペンシルバニア制とオーバーン制の優劣をめぐる論争にあったとされている。ペンシルバニアでは、徳川綱吉の天和二年にあたる一六八二年に、ウィリアム・ベンによってクエーカー教徒の受刑者に対する考え方が表明されており、これがペンシルバニア制の基本的考え方となったとされている。そこでは、受刑者間の接触はできるだけさせないこと、殊に初犯者と累犯者を交流させないこと、独居房の中に昼夜独居させて自己の過去を反省し、神と平和な語らいをさせることを基本とし、このような孤独の環境下で神との語らいを通じてはじめて再び監獄に入らないという固い決意が生まれるものとされたのである。一八一八年に建築された西地区独居監獄につづいて、一八二二年には、ジョン・ハピランドの設計のもとで新しい監獄（東部監獄）の建築がはじめられ、一八三六年にこれが完成しているが、ここでは二五〇の独居が設けられ、その中で収容者は日夜作業を行なうことができるようにされていた。他方、ニューヨーク州オーバーン監獄二代目の典獄エラム・リンズは、一八二〇年頃から昼間は交談禁止のもとでの雑居制による作業就役を認め、夜間は独居拘禁に付するという処遇方法をはじめている。これがオーバーン制とよばれるもので

ある。この会議では、沈黙制、宗教の役割、独居の有効性とその収容者の健康とモラルに及ぼす影響等が論議されており、これと関連して「拘禁の目的は何か」という問題が検討されている。この会議で採択された結論は、昼夜独居と完全な沈黙制（ベンシルバニア制）を支持しつつ、有用作業、教育及び宗教教誨、毎日の運動と外気にさらすことをこれに付加すべきこととしたのである。これらの独居収容者に対しては、典獄、医師、教誨師のほか、監獄の監察と収容者の援護を目的とする外部の委員会のメンバーによる訪問が認められるべきものとされたのである。このような結論に対しては、一部の参加者からはオーバーン制を支持する少数意見が強く主張されたと伝えられている。

一八四七年（弘化四年）、ブラッセルで第二回の国際会議が開かれた。前回の参加国に加えて、ルクセンブルグ、スペイン、ポルトガルが新たに加わり、参加者は二〇〇名に達した。ここでも厳正な独居拘禁制について詳細な検討が加えられたほか、監獄統計の統一、収容者の分類、職員の任命等の問題がとりあげられている。

約一〇年を経過して、一八五七年（安政四年）九月、再びフランクフルト・アム・マインで第三回目の国際会議が開催された。この会議は、「慈善事業、矯正及び博愛の会議」と名づけられ、慈善、教育的指導、刑罰改良の三つの部会に分れて討議がなされている。ドイツのほか約二〇カ国が参加し、そこで討議、採択されたことは、一八四六年、一八四七年の会議のそれとほぼ同じであった。もっとも、この会議の討議の過程では、独居拘禁に服役した場合は刑期の三分の一を減じて釈放すること、老人や働けない者に対し農業コロニーを設けること、体罰や公衆の面前での使役を禁ずること、厳格な拘禁と自由との中間的な拘禁施設を常習的犯罪者と社会復帰後に職のない者との双方に対して設けること等といったすぐれた意見が参加者の一部から述べられている。

一八六六年には、ロンドンでハーワード協会が設立されたが、国際会議は、一八七二年（明治五年）にロンドン

で開催されるまで一五年間開かれることがなかった。その間に、一八七〇年（明治三年）アメリカのシンシナティで監獄とリフォーマトリーに関する全米会議が開催され、有名なシンシナティ宣言が発表されている。

三 一八七〇年のシンシナティ宣言とその後

この会議は、カナダとコロンビアから一人ずつの参加者があったほかは、すべてアメリカ合衆国の参加者で構成された。当時ニューヨーク監獄協会の事務局長であったエノック・コブ・ワインズは、ロシアの監獄改良委員会の会長であったウラディミール・アレクサンドロヴィッチ・ソロハブから論文を受けとり、これを一八六九年のニューヨーク監獄協会の年次報告に収録したのであった。ソロハブ伯爵は、その中で監獄学に向うべき方針を与えるために国際会議を開くべきことを強く訴えたのであるが、これに動かされたワインズは、国内及び国外の同志の協力のもとに、このシンシナティ会議の開催にこぎつけたのであった。会議は一〇月一二日に開会され、アメリカ二三州から二三六人が出席し、一週間にわたって開催された。

このように、この会議は、いわば最初の全米矯正会議と言わなければならないが、イギリス、フランス、デンマーク、インド等の一人の代表的刑罰学者の論文を含めて四〇の論文がこの会議の席上で朗読されたと伝えられ、その実質は、まさに、国際会議に値するものであった。とくに注目すべきは、この会議を主宰したワインズはもとより、これに協力したドワイト、ブロックウェイは、新しいリフォーマトリー（感化制）の支持者であり、ブロックウェイは、一八六九年にニューヨーク州法によって設けられたエルマイラ・リフォーマトリーの運営責任者であったことである。

この会議では、三七項目に上る重要な宣言を採択している。このシンシナティ宣言は、今日においてもその重要性を失っておらず、アメリカのみならず世界各国のその後一〇〇年に及ぶ矯正改革を指導した画期的なものとなった。そこでその内容を概観するとともに、その宣言の基礎となったいくつかの国際的な矯正分野での当時の新しい発展を簡単に跡づけることとしよう。

宣言は、まず、刑罰は、悪行に対して犯罪者に科せられる苦痛であり、それを科する目的は、犯罪者の改善を確保するにある、ことを明らかにする（宣言一）。そして、社会による犯罪者の処遇は、社会を防衛するために行なわれる。しかし、このような処遇は、犯罪に対してではなくて、犯罪者に対して向けられるのであるから、処遇の大きな目的は、犯罪者の道徳的な生まれ変わりでなければならぬ。したがって、監獄における教化訓練の最高の目的は、犯罪者の改善であって、応報的な苦痛をこれに加えることではない（宣言二）と宣明するのである。宣言は、さらに、犯罪者の改善をはかるためには、一方では立派な職員の選抜と研修（宣言七）、職員の側における犯罪者の改善可能性に関する確信の存在（宣言一一）、職員と犯罪者との間の意志の疎通と合致（宣言一二）、収容者の自尊心と自信の涵養（宣言一四）、実力による強制でなくて道徳の力による説得（宣言一五）等の必要性を宣言するとともに、教化訓練の手段として宗教が最も重要であるとしつつ（宣言九）、教育も劣らず重要であることを指摘し（宣言一〇）、さらに、刑務作業及び職業訓練をより充実拡張すべきことを宣言し、ジョン・ハワードが述べた「勤勉に働かせよ、そうすれば正直者になる」という諺を引用し、これは正しく、かつ実際のであるとしている（宣言一六）。さらにこの宣言は、犯罪者の社会復帰のために社会の理解と協力及び篤志家の参加が必要であることを力強く宣言し（宣言一三、一二、三二、三六、三七）、犯罪を生むような社会環境を改善することについての社会的責任を訴え（宣言二六）、犯罪者にも資本家と労働者にも比すべき二つの階級があ

ることを指摘し、資本家的犯罪——後年、ホワイトカラー犯罪と名づけられているもの——にも検察の手を伸ばすべきことを宣言し（宣言二三）、又裁判所による宣告刑の不均衡を是正すべきこと（宣言二八）、軽い罪に対する短期刑の反覆適用をやめること（宣言二〇）を訴えている。さらに、監獄建築の重要性に言及し、余り巨大でない中規模の施設が作業の面でも、収容者の改善の面でも最良であることを宣言し（宣言三〇）、監獄における保健衛生に言及し、暖房、換気、日照、空気、水、食事、衣服、寝具、医療、清潔等について細かい基準を定め（宣言三三）、一般原則として監獄の維持経費は収容者の作業による収入によって賄うこと（宣言三二）を宣明している。その他、この宣言の中には、精神障害犯罪者に対する裁判及び拘束について（宣言二五）、虞犯少年に対する保護施設の有望性について（宣言二一）、裁判の結果無罪となった被拘禁者に対する刑事補償の必要性について（宣言二四）、恩赦、減刑等による釈放の乱用の抑制及びその基準の必要性について（宣言二七）、行刑統計の整備について（宣言二九）、一般児童に対する義務教育の必要性について（宣言三五）の意見等が含まれているのである。

監獄学の系譜をたどるうえで、これらの宣言にも増して重要なのは、次の宣言である。

宣言三、受刑者の累進的分類制度——受刑者の性格を基礎とし、かつ適切に考案された点数制によって行なわれる——がすべての監獄に設けられるべきである。

宣言四、希望は恐怖よりも力強いものであるから、希望は常に受刑者の心の中に存在する起動力となっていなければならない。そのためには、善行、作業への精励、学ぶことへの意欲に対して十分に計画され、巧妙に適用される報賞制度が存在しなければならない。制裁でなくて報賞こそが、すべての良い監獄制度には欠くべからざるものである。

宣言五、受刑者の運命は、測定可能な程度にまで、受刑者自身の手の中に委ねるべきである。受刑者は、自身の努力によって、自分自身の置かれている環境条件をたえずよりよいものとすることができるような立場に置かれていなければならない。一定の範囲で規制されてはいるが、自分の利益になるといふ考え方が働くようにされ、かつ常に働いているようにされなければならない。

宣言八、期間を変えられない宣告刑は、不定期の長さを持つそれによって代えられるべきである。改善をしたことを示す十分な証拠によってのみ制約される宣告刑が、たんに一定期間の経過のみによって計られる宣告刑の代わりに用いられるべきである。

宣言一八、アイルランド監獄制度の最も価値のある部分——最も厳格な刑罰段階である独居拘禁、改善段階である累進分類処遇制、釈放前の試験段階である自然的環境における教化という段階的処遇——は、アイルランドと同様、アメリカ合衆国にも適用できると信じられる。

宣言一九、監獄、したがって受刑者は、分類され、段階に応じて分けられるべきである。つまり、未決拘禁者に対して、改善不能受刑者に対して、さらにその他の受刑者につき、改善困難の程度に応じて、それぞれ別の監獄が設けられるべきである。同様に、婦女と若年の犯罪者に対しては、分離された施設が設けられるべきである。

すでに述べたように、一八五七年の第三回国際会議までは、少くとも、その採択された結論に関するかぎり、昼夜独居と沈黙制を中心とするペンシルバニア制が国際的支持を得ていたように見える。つまり、宗教的、道徳的な反省、悔悟を通じて犯罪者の更生をはかるといふのが会議の主流的な考え方であったのである。尤も、すでに、これらの会議では、宗教教誨のほか、教育さらには作業の必要性が説かれているし、昼間共同で沈黙下に作

業をするというオーバーン制に対する熱心な支持意見も現われている。さらに、一八五七年の第三回会議では、善時制採用の主張と思われるもの、釈放前の中間刑務所——後年のハーフウェイハウス——の必要を説くもの、農業コロニーの主張等が現われているが、いずれも会議の採択するところとはなっていない。このような事実と対比すると、その間一三年の歳月が経過したとはいえ、このシンシナティ宣言は、まさに隔世の感がある内容を含んでいる。このように沈黙制のもとにおける昼夜独居制の考え方からシンシナティ宣言に含まれている不定期刑制、段階的、累進処遇制さらにはアイルランド制への転回は、その頃におけるヨーロッパ及びアメリカにおける画期的な監獄学とその実践の進歩を反映したものと云えるのであろう。そして、その推進力となったのは、アメリカでは、ワインズ、ドワイト、ブロックウエイ等このシンシナティ会議の開催の原動力となった人々であり、ヨーロッパでは、ドイツ・バヴァリアのフォン・オーバーマイヤー、アイルランド制の創設者ウォルター・クロフトン、スペインのマヌエル・モンテシノスそしてオーストラリアのアレクサンダー・マコノキー等であった。いわば、シンシナティ宣言は、これらの進歩的な先駆者の指導のもとになされたものとも言えるであろう。

不定期刑の思想は、一八三五年（天保六年）ドイツのオーバーマイヤーがミュンヘンの監獄で用いたのが西欧の歴史では最初であるとされている。マコノキーは、一八三六年、タスマニアで行刑制度の調査にとり組み、一八三九年、当時悪名の高かった四人島ノーフォーク島長に任せられるとともに、その抱いていた行刑改革の理想を実践に移したのであった。そこでは、判決は有期の刑ではなく特定の労働量で宣告する。この労働量は点数で表示され、受刑者の行状や勤勉さによって減点消却すれば出所が出来るようになる。受刑者の処遇は、第一期のきびしい規律の下での刑罰期間、第二期の六人一組の共同責任下における社会期間、第三期の各人が個別に点数をかせぐ個別期間に分けられたとされている。この制度は、一方では、アメリカで一八二〇年代から用いられて

いた善時制——それは服役態度が善良である場合には、執行されるべき刑期が減少される制度である——と共通点を持ち、他面では、点数制による累進制のさきがけをなすものとなった。クロフトンは、一八五四年（安政元年）、アイルランド監獄局長となると、マコノキーの点数制にならない、かつ既にイングランドで認められていた三段階の累進制——独居拘禁、雑居作業及び仮釈放の三段階——に、仮釈放前に試験段階という一つの段階を付加し、この段階では、いわゆる中間監獄に受刑者を収容することとしたのであった。中間監獄としては、当初、移動式鉄小屋が用いられ、それに農耕地及び工場を付設し、収容者には自由人と同様の生活をさせたが、その後、ラスクに障壁のない二棟の中間監獄を建造し五〇人の対象者を収容したと伝えられている。これがアイルランド制と言われるものであるが、まさしく、現在のハーフウェイハウスの先駆をなすものである。すでに述べたように、アメリカでは、シンシナティ会議が開かれた前年の一八六九年にブロックウエイのもとでエルマイラ・リフォーマトリーが運営を開始していた。そこでは、一八歳以上三〇歳未満の犯罪者を収容し、相対的不定期刑のもとで改善更生を主眼とする処遇が行なわれ、監獄委員会が仮釈放を許す権限を持っていたのである。

この画期的なシンシナティ会議は、ワインズ、クロフトン等の努力によって一八七二年のロンドンにおける第一回国際監獄会議の開催へと発展したのであった。そしてこの会議において常設の国際監獄協会が構成されたのであった。この会議では、シンシナティ宣言の精神が大方の賛同を得ることとなったが、その討議が後日、受刑者処遇最低基準規則を生む素地となったのである。かくて、国際監獄協会（後、国際刑法監獄協会と改称）による国際会議は、第二回が一八七八年（明治二年）にストックホルムで（この会議には日本から代表は出ていないが、会議委員長ワインズ宛「囚獄報告書」「獄制沿革略」が大木喬任司法卿、大久保利通内務卿の連名で出されたとされている）、第三回が一八八五年（明治十八年）ローマで、第四回が一八九〇年（明治三年）ロシアのセ

ント・ピーターズブルグで（この会議には、西徳次郎駐ロシア公使がはじめて日本代表として出席）、第五回が一八九五年（明治二七年）パリで（この会議には日本から小河滋次郎博士が出席、以後小河博士は第六回、第七回会議にも出席している。なお、この第五回会議以降は、毎回日本から代表が出席している）、第六回が一九〇〇年（明治三三年）ブラッセルで、第七回が一九〇五年（明治三八年）ブタペストで、第八回が一九一〇年（明治四三年）ワシントンで、それぞれ開催されている。そして次回の一九一五年の会議はロンドンで開催される予定であったが第一次世界大戦の勃発のためこれは延期され、第九回会議は、一五年を経過して一九二五年（大正一四年）にロンドンで開催されている。そして以後、一九三〇年（昭和五年）に第一〇回会議がプラハで、一九三五年（昭和一〇年）に第一一回会議がベルリンで開催され、一九四〇年にはローマで次の会議が予定されていたが、第二次大戦のためこれは延期され、最後の第一二回会議は、一五年を経た一九五〇年（昭和二五年）にヘーグで開催されたのであった。この間第一次大戦後成立した国際連盟は、国際刑法監獄協会が一九二六年に草案を作り、一九三三年にこれに修正を加えて回付した被拘禁者処遇に関する最低基準規則案を一九三四年（昭和九年）九月二六日の決議によって採択している。この規則は、全文五四条からなり立っていた。一九四九年（昭和二十四年）刑法監獄協会は、再び右の最低基準規則の改正にとりくみ、一九五一年にその改正案を決定したが、この改正案は、第二次大戦後成立した国際連合の要請によってこれにひきつがれたのであった。

四 国際連合と被拘禁者処遇最低基準規則

国際刑法監獄協会の最後の国際会議は一九五〇年にヘーグで開かれた。一九五〇年一月一日の国際連合総会

の決議は、国際刑法監獄協会の事業を国際連合が引きつぐことを定めたからであった。第一回の国際連合主催の犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する世界会議は、一九五五年（昭和三〇年）ジュネーブで開催され、そこで新しい被拘禁者処遇最低基準規則が採択されたのである。この新しい規則は、前記の国際刑法監獄協会の決定した案に対し国際連合が各国の意見をも徴して修正を加えたものであって全文九四条からなり立っている。この際に、あわせて矯正施設の職員の採用及び研修、ならびに開放的矯正施設に関する決議が採択されている。国際連合の世界会議は五年毎に開かれることと決められたので、第二回会議が一九六〇年（昭和三五年）ロンドンで、第三回会議が一九六五年（昭和四〇年）ストックホルムで、第四回会議が一九七〇年（昭和四五年）日本の京都で開催され、次回、第五回会議は一九七五年（昭和五〇年）にカナダのトロントで開催されることとなっている。被拘禁者処遇最低基準規則は、京都会議の議題の一つに含まれていたが、更にトロント会議でもその議題の一つとして取り上げられる予定となっている。

一九五七年七月三十一日に国際連合経済社会理事会で承認された前記の最低基準規則は、序章は一条から五条まで、第一部一般に適用される規則は六条から五五条まで、第二部特別の対象者に適用される規則は、A、受刑者の処遇に関するものが五六条から八一条まで、B、精神障害者の処遇に関するものが八二条と八三条、C、勾留中又は裁判中の被拘禁者に関するものが八四条から九三条まで、D、民事被拘禁者に関するものが九四条となっており、全文九四カ条からなることはすでに述べたとおりである。それは、被拘禁者に関する衣食住、宗教、教育、作業、レクリエーション、医療、社会復帰への援助等あらゆる部面を包括し、国際連合人権宣言の趣旨を生かすとともに、新しい矯正処遇についての指導的理念をかかげるものとして、刑法監獄協会を中心として過去一〇〇年にわたり国際社会で築き上げられて来た進歩の跡を集大成したものと見えるのである。しかし、それが

採択されてから二〇年近い歳月の間に新しい矯正処遇プログラムは日々進展をつづけている。一九七五年のトロント会議が再びこの規則を祖上に上せようとしているのは、この規則の国際的な周知徹底とそのより十全な充足を目的とするとともに、この規則の再改正の要否を問おうとしているのである。

五 一九七〇年シンシナティ宣言

一八七〇年のシンシナティ宣言は、その後全米監獄協会の手によって一九三〇年と一九六〇年の二回にわたり修正近代化がはかられたのであるが、その一〇〇年を記念してその全文改正がなされた。全米監獄協会は、この草案の作成をピーター・レジンズ、ジョージ・キリンジャー、H・G・モラーに委嘱し、一九七〇年の国際連合の京都会議が終った後、同年一〇月一五日これを採択したのであった。一九七〇年の新しいシンシナティ宣言は、この意味で、たんにアメリカの最新の矯正理念を盛り込んだというだけでなく現在の国際的な矯正分野の動向を反映しているものである。一〇〇年間に世界の矯正がどのように進展したかを知る興味ある資料として次にこの新しい宣言の特色を概観しようと思う。

この宣言は三一の原則をかかげている。一八七〇年の宣言と比べて特に異っている点は、第一に、科学的知識とくに人間行動科学の進展の成果をとり入れようとしている姿勢である。例えば、原則一は、増大している科学的知識の集積と矯正の分野の専門家の実務的な知恵と技術とが犯罪の防止、規制のための最も健全な基礎を提供することを宣明し、原則一三は、リサーチと科学的研究の推進が矯正分野の発展に不可欠であることを説き、原則一四は犯罪者についての社会的、人格的な調査と診断が犯罪者の処遇計画を決めるうえで必要であることを指

摘する。第二は、施設内処遇と社会内処遇とを犯罪者の改善と社会復帰のための一貫した処遇プロセスとしてとらえていることである。例えば、原則八は、施設内のプログラムと社会内に基礎を置くプログラムの両者を含む矯正は、犯罪者の改善更生の過程を導き、規制し、統合し、活力を与えるための一つの統合された制度として計画され、組織されなければならない、とし、原則一八は、社会に基礎を置くプログラムは、犯罪者を社会に再帰させることを確実にするために必要な連続した諸サービスの中に不可欠のものであって、プロベーション、パロール、居住付処遇センター、その他の外部通勤、外部通学といった条件付自由の型における処遇は、施設拘禁に代わるべきものとして重要かつ必要である、とし、原則二〇は、すべての犯罪者は、施設からパロール観察を付して釈放すべきものとし、原則二一は、地域社会の処遇センター、ハーフウェイハウスといった地域社会に基礎を置く矯正施設は、より形式ばって構成されている収容施設の代替物として重要であり、地域社会内の援助的サービスを受けやすくする、と宣言し、原則二二は、犯罪者が施設内の生活から社会内に移動し復帰することを円滑にするために、外部通勤とか、外部通学とかいったプログラムのように通常の社会生活の中に受刑者を参加させる方法をとるべきものとしているのである。第三は、右と関連して社会内処遇を重視する——例えば、原則一九は、プロベーションは大多数の犯罪者に対する最も有効で、経済的な処遇手段であるとしている——とともに、市民の矯正の全過程に対する理解、協力と参加を求めていることである。例えば、原則四は、民主的社会においては、矯正を含めてどのような機関であってもそれが成功するためには、窮極的には、市民の理解と支持とに依存しなければならない、とし、正確な矯正に関する情報の伝達の必要を説き、矯正過程は、その目的として、犯罪者を順法的な市民として社会に再帰させることを目的とする。施設外処遇の過程においては、犯罪者はひきつづいて通常の社会のメンバーとして生活する。施設内にとどまっている過程においては、地域社会との

有益な接触が奨励され、維持されなければならない。矯正過程の、すべての段階における成功は、精神的な、資源にめぐまれた、組織的な市民の参加によって大きく高められる、とし、原則一五は、うまく組織された矯正プログラムは、犯罪者がその社会内に定着するのに役立つ幅広いサービスを受けられるようにするために公的或は私的な機関と協力する機会を積極的に開拓するであろうとしているのである。第四は、施設内処遇に関して個別的処遇の徹底を説いている点である。犯罪者の鑑別、診断、社会調査の必要性を強調していることはすでに述べたが（原則一四）、さらに例えば原則九は、犯罪者の個人ごとに異ったニーズに必ずのように多様な矯正施設と矯正プログラムが設けられなければならないとし、原則二八は、精神的心理的に異状であると判断された犯罪者に対し、サイコセラピーを実施できるように診断、治療の設備を設けるべきことを求めている。一八七〇年の宣言で重要な地位を占めていた受刑者の累進的分類制度（宣言三）、不定期刑制度（宣言八）、アイルランド制（宣言一八）等は、いずれも、分類制を基本とする個別的処遇によってとって代えられている。この点に関し、原則五は次のとおり宣言している。宣告される刑罰の長さは、犯罪の軽重と犯罪に対する犯人の関与の程度に適切に対応しなければならない。同一の、又は同様な犯罪に対する宣告刑の不均衡は、犯罪者に対しても、社会にとっても、不正義であると考えられている。他面、改善更生の目的のために犯罪者に与えられる矯正処遇の期間の長さは、個々の犯罪者のいろいろな環境とその特性とによって決められるべきで、犯した罪の重さということとは殆んど関連を持たない。犯罪者の改善ということに向けられた犯罪規制の制度のもとでは、適切な釈放日を決めるために最大の裁量の余地を認める法制は、矯正処遇の最大の利益を保障するものである。そして原則二〇は、仮釈放の決定は、専門家から構成される委員会によってなされるべきことを定めているのである。つまり、刑の宣告における不定期刑の言渡ではなくて、刑の執行、つまり矯正の段階で柔軟な仮釈放の運営を行なうことによって犯罪者の改善と社会復帰とをはかろうとするのである。一九七〇年の宣言は、一八七〇年の宣言の線にそって矯正職員の選任、研修を説いているが、そこで収容者処遇に適應したパーソナリティを持つ職員を選ぶことを指摘していること（原則一一）が注目されるし、収容者の人道的処遇と人間としての尊厳性を説き（原則二三）、希望と社会復帰の可能性を与えることが処遇の要諦であり（原則六）、収容者の行動の規制は、実力によるのではなくて科学的方法と道徳的価値にもとづく説得によるべきである（原則二九）とする点も、又一八七〇年宣言の線にそうものである。さらにこの新しい宣言は、収容者に対する教育レベルの向上、職業的技術の付与、社会に関する知識の付与等の必要を説き（原則一五）、労働の搾取にならず、又自由市場に不当に介入しない有用作業の導入を求め（原則三〇）、道徳的、精神的な生まれ変わりのために宗教教誨が必要であることを説く（原則三一）一点で旧宣言のパターンを追っているのである。同様に矯正施設の建築は処遇プログラムに適應して柔軟に設計されるべきこと、中規模の施設が望ましいこと（原則二四）、施設の位置は社会の精神衛生サービスや学校等の社会資源の利用容易な場所に置かれるべきこと（原則二五）を説いている。最後に、この新しい宣言は、原則二において次のように述べていることを強調して置く必要がある。

犯罪を防止し規制するいろいろな力は、窮極的には、社会そのものが持つ建設的な性質の中にその原動力を見つけないなければならない。家族、学校そして教会、ならびに経済的、政治的な諸制度といった基本的な仕組みが適正に機能すること、そして価値のある目標を求めて統合されている社会の存在、これこそ犯罪と非行に対する最高の防壁となるのである。

石川島人足寄場が設けられた一七九〇年前後から現代にいたる欧米の矯正の動向を、大ざっぱに、しかもとびとびに拾って来た。私の現在の能力と時間的制約のもとでは、これが精一杯のところであった。興味のあるところは、人足寄場の構想に含まれている犯罪者の社会復帰——社会への再定着——の思想は、今日の世界の矯正の最大の目標の一つであること、不定期刑であれ、仮釈放であれ、社会復帰に適する状態になった者は施設から社会に帰還させるという方向——それは世界に先がけて人足寄場で実施されている——が国際的な支持を得ていること、そして作業と宗教、道徳その他の教育的処遇の重要性を強調する国際的な動向も、いち早く人足寄場の手業の付与と心学講話の中にその起源を見出すことができるのである。さらに釈放後のアフターケアと社会の協力についても、人足寄場からの釈放者を差別人に引渡し店を持たせ、或は土地を与えて土着の農民とする等の工夫の中に現われているのである。一般市民の矯正保護に対する世界に例を見ない幅広い協力と支援——例えば保護司、教誨師、篤志面接委員等——がわが国に見られるのも、長いわが国の歴史的な伝統がその根底にあることを忘れることができない。それは欧米における慈善事業に発する民間協力とはその基盤を異にしているものと言えるであらう。

(後注) 国際的動向の叙述の多くの部分を Benedict S. Alper, Jerry F. Boren, Crime: International Agenda, Lexington Books, 1972 に負っていることを付記し、私の旧友アルパー氏に感謝の意をささげたい。なお、参照した主要な著書は、正木亮・刑事政策汎論、新監獄学、重松一義・日本刑罰史年表である。煩を避けるために個々の引用箇所の明示をしなかったことについてお許しを得たい。

あとがき

大河に人間の生活を宿すごとく、刑事法制の各時代の流れにも、それなりの人間的な知恵と言葉と様式がみられる。したがって、人足寄場が今日で云う自由刑・保安処分の一源流であるという意味づけには、それ相応の史実と熟した時点が必要であった。

今日、刑法改正・監獄法改正の議論がようやく高まり、その方向を見定めねばならぬ段階に来ているが、ここにおいて、人足寄場がわが国独自の法制として再認識され、検討の俎上にのぼるに至ったということは、まことに意味あることといえよう。この点は、すでに滝川政次郎博士の本書序にあるごとくである。そこに今日的表現に置き換えられる思想的原型を見出すのである。

滝川博士が、その著『日本行刑史』(青蛙房)初版一七五頁に、「当時のものとしては、佃島に面する堀の石垣しか残っていない。観光価値がないからであらうが、東京都は此処に史蹟標ひとつ建てていない。大正十五年に編纂された『深川区史』は千百頁の大冊で、深川の羽織芸者のことは詳記されているが、人足寄場のことは僅かに数行を費しているに過ぎない。私はこの日本刑政史上大切な史蹟の忘れ去られてゆくことを遺憾に思う。矯正協会か矯正局で記念碑の一本ぐらいは建ててもらいたいものである。」と、忘れられてゆくこうとする人足寄場を惜しむ一文を記され、建碑の宿願を折に触れ事に触れて抱かれ続け、提唱せられてこられたということは、まさに卓見といわざるを得ない。

博士のご指導を身近かに受けた一人として、ことに関係の深い行刑に係わる者として、爾来、建碑のことは心底から離れぬものであった。偶々、昭和四十七年元旦、博士のご宿願を果たしたいとの気持から、その犬馬の労をお取りすることを約し、ここに建碑の運動を起すこととなった。その経緯は滝川博士の右掲書第三版跋にもあり、私もこの日をもって、無形ではあるが、行刑界に一つの文化運動が展開され、学術的な灯が掲げられた日と解し、小稿『日本刑罰史年表』(雄山閣)二七七頁に、「滝川博士の発願により、わが国自由刑発祥の地といえる石川島人足寄場跡に史蹟碑建立の運動はじまる」と記した次第である。

同時にこの企画は、法制史学会代表理事石井良助博士をはじめ、学界、官界、文化団体の広い御賛同を得ることとなり、その組織づくりの第一回打合せが、昭和四十七年十一月二十七日早稲田大学杉山晴康教授の労により、同大学大隈会館で開かれた。折からの学園紛争で、騒然たる雰囲気の中で、会前に前途多難を思わせたが、池田克、石井良助、手塚豊、杉山晴康、野田宇太郎諸氏らの、熱心なご助言があり、盛会裡に人足寄場建碑についての一次的な人の連がりが生れたのである。

その後は、博士と共に地元の中央区長や月島新聞社、住吉神社、石川島播磨重工業、それに最高裁判所長官室に石田和外先生を、検事総長室に竹内寿平先生をと次々に歴訪、趣意書にご賛同の署名と推進の確約が得られていった。その賛同者の主なる方々は左の八四人であった。

人足寄場顕彰会発起人名簿

- | | | | |
|----------------|-------|--------------|-------|
| 国学院大学名誉教授・法学博士 | 滝川政次郎 | 東京大学教授・法学博士 | 団藤 重光 |
| 東京大学名誉教授・法学博士 | 石井 良助 | 名古屋大学教授・法学博士 | 平松 義郎 |
| 東京大学名誉教授・法学博士 | 久保 正幡 | 早稲田大学教授・法学博士 | 杉山 晴康 |

- | | | | |
|----------------------|-------|-------------------|-------|
| 明治大学教授・法学博士 | 島田 正郎 | 青山学院大学助教授 | 高窪 真人 |
| 慶応義塾大学教授・法学博士 | 手塚 豊 | 国学院大学教授 | 沢登 俊雄 |
| 亜細亜大学法学部長・法学博士 | 小川 太郎 | 国学院大学助教授・法学博士 | 小林 宏 |
| 早稲田大学教授 | 山本 二郎 | 大妻女子大学教授・文学博士 | 浜田義一郎 |
| 早稲田大学法学部長・法学博士 | 西原 春夫 | 前最高裁判所長官 | 石田 和外 |
| 法政大学名誉教授・文学博士 | 谷川 徹三 | 前検事総長 | 竹内 寿平 |
| 国学院大学教授・文学博士 | 坂本 太郎 | 検事総長 | 大沢 一郎 |
| 国学院大学教授・文学博士 | 樋口 清之 | 最高検察庁検事・総務部長 | 勝尾 鎌三 |
| 京都大学名誉教授・法学博士 | 猪熊 兼繁 | 元法務省矯正保護局長・矯正協会長 | 中尾 文策 |
| 仏教大学教授・文学博士 | 森 鹿三 | 法務省矯正局長 | 長島 敦 |
| 近畿大学教授・経済学博士 | 竹中 靖一 | 弁護士・元最高検察庁検事・法学博士 | 安平 政吉 |
| 関西大学教授・京都大学名誉教授・文学博士 | 柴田 実 | 弁護士・元中央大学学長・法学博士 | 升本喜兵衛 |
| 亜細亜大学教授 | 中根不羈雄 | 弁護士・法学博士 | 奥野 彦六 |
| 東京大学史料編纂官 | 松島 栄一 | 弁護士・法学博士 | 永井 元 |
| 法政大学名誉教授・文学博士 | 長沢規矩也 | 弁護士・前日本弁護士連合会長 | 石田文次郎 |
| 早稲田大学教授・経済学博士 | 正田健一郎 | 弁護士・前東京第二弁護士会長 | 今井 忠男 |
| 早稲田大学教授・文学博士 | 暉峻 康隆 | 弁護士 | 伊藤 清 |
| 国学院大学教授・前最高裁判事 | 池田 克 | 弁護士 | 宮崎佐一郎 |
| 東洋大学教授 | 荒井貢次郎 | 弁護士・元大阪控訴院長 | 荻野益三郎 |
| 慶応義塾大学教授・法学博士 | 宮沢 浩一 | 弁護士 | 松本 正一 |
| 専修大学教授 | 田辺 繁子 | 警察大学校名誉教授・法学博士 | 佐藤 六郎 |
| 上智大学教授 | 鶴見 和子 | 警察大学校名誉教授 | 高橋 雄豹 |
| 長崎純心女子短大教授 | 森永 種夫 | 法務省矯正研修所教官 | 中原 英典 |
| 早稲田大学教授 | 河竹登志夫 | | 重松 一義 |

住友信託銀行常務取締役	野口 晃	郷土史家	喜多川周之
住友信託銀行参与	国米 秀一	浅草寺金蔵院主	網野 有俊
東京相互銀行取締役社長	長田 庄一	日本セメント株式会社々長	武安 千春
朝日学生新聞社専務取締役	李家 正文	青蛙房主人	岡本 経一
石門心学会理事・東京大学名誉教授・農学博士	東畑 精一	鴨立庵々主	山路 閑古
石門心学会理事長代理	山川 虎男	辰馬本家酒造株式会社東京支店長	柳生 竜一
石門心学会事務局長	田辺 留蔵	パンフィック・エンタープライズ社長	小山 功
堺心学明城舎理事長	竹田 義蔵	浜松城北工業高等学校教諭	口田万佐伎
堺心学友ノ会々長・元堺市長	山口 勝	歌舞伎座俳優	松本幸四郎
堺心学友ノ会副会長・堺市教育委員会教育長	高尾 正二	歌舞伎座俳優	中村勘三郎
史跡考証家	野田宇太郎	歌舞伎座俳優	尾上 松緑
東京都中央区立京橋図書館員	安藤 菊二	作 家	池波正太郎
郷土史家・浅草よもやま会々長	飯田 瘦人	松竹演劇担当重役	永山 雅啓
郷土史家	高柳 金芳	東映株式会社取締役社長	岡田 茂
郷土史家	石母田 俊	演劇出版社々長	利倉 幸一

こうして昭和四十八年三月十八日(日曜日)、千代田区富士見町二丁目の東京大神宮会館において人足寄場顕彰会発会式が挙行されるに至った。出席者は滝川政次郎、石井良助、島田正郎、久保正幡、池田克、山本二郎、荒井貢次郎、平松義郎、杉山晴康、西原春夫、沢登俊雄、小林宏、国米秀一、中原英典、岡本経一、安藤菊二、田辺留蔵、高柳金芳、喜多川周之、口田万佐伎、川北靖之の諸氏(順不同)と私の二十二人であった。このほか出席の通知があり、当日急病、急用のため出席不能であった方は安平政吉、手塚豊、山川虎男、薬師寺志光、松

島栄一の五氏であった。この席で会規約と事務分掌が決議され、左の役員が選出せられた。
人足寄場顕彰会役員名簿

会長	滝川政次郎(国学院大学名誉教授)	同	小林 宏(国学院大学助教授)
副会長	石井 良助(東京大学名誉教授)	同	重松 一義(法務省矯正研修所教官)
顧問	島田 正郎(明治大学教授)	理事	安平 政吉(前最高検察庁検事・弁護士)
同	石田 和外(前最高裁判所長官)	同	西原 春夫(早稲田大学法学部長)
同	竹内 寿平(前検事総長)	同	竹中 靖一(近畿大学教授)
同	大沢 一郎(検事総長)	同	手塚 豊(慶応義塾大学教授)
同	池田 克(前最高裁判所判事)	同	小川 太郎(亜細亜大学法学部長)
同	団藤 重光(東京大学教授)	同	中尾 文策(矯正協会会長・元矯正局長)
同	坂本 太郎(東京大学名誉教授)	同	森永 種夫(長崎純心女子短期大学教授)
同	久保 正幡(東京大学名誉教授)	同	松島 栄一(東京大学史料編纂官)
同	山川 虎男(石門心学会々長代理)	同	中原 英典(前警察大学校教授)
同	樋口 清之(国学院大学教授)	同	沢登 俊雄(国学院大学教授)
同	河竹登志夫(早稲田大学教授)	同	野田宇太郎(文学史蹟研究家)
同	山路 閑古(鴨立庵々主)	同	安藤 菊二(東京都中央区史編纂委員)
同	飯田 瘦人(浅草よもやま会々長)	同	高柳 金芳(郷土史家)
理事長	杉山 晴康(早稲田大学教授)	同	田辺 留蔵(石門心学会事務局長)
常任理事	平松 義郎(名古屋大学教授)	監事	奥野 彦六(弁護士)
同	山本 二郎(早稲田大学教授)	同	永井 元(弁護士)
同	荒井貢次郎(東洋大学教授)	同	宮崎佐一郎(弁護士)

あとがき

また、発会式に引続き、まず建碑のために、人足寄場を広く正しく理解いただくために、『人足寄場史』の発

刊を一次的な目標とすることが決定され、石井良助博士をその編纂委員長に推す決議がなされ、石井博士のご快諾を得たのである。この編纂会議は、主宰せられた石井博士の提議で『人足寄場研究会』を兼ね、実質上『徳川時代研究会』、『獄制研究会』となり、時には私設の『刑法改正・監獄法改正研究会』として多くの論点を提供し、有意義なものであった。この間の話題提供として、島田正郎博士の「清末の習芸所」、安平政吉博士の「台東開導所」、正田健一郎博士の「種油の統制」、平松義郎博士の「人足寄場関係文献紹介」など、多くの発表があり、会を重ねること十余回、関係者の意見交換と討議に好適の場ともなった。

同会は、『人足寄場顕彰会々報』を九号にわたり発刊、毎号四頁、その都度会の状況を会員に報告した。また朝日新聞は昭和四八年二月三日号に「鬼平さんは近代刑務所の祖——碑を作ろう」滝川政次郎氏ら提唱——」（広本義行記者取材）という写真入り見出しで、全国版に掲げ、監獄法改正が検討されているとき人足寄場を見直そうという趣旨の解説記事が付された。これは多くの反響を得、これにより寛政の寄場創設以来、寄場元締等の職を世襲した浜松在の口田万佐伎氏から貴重な口田氏由緒書のご提供をも得たのである。朝日新聞より滝川博士に、人足寄場についてくださった一般向け単行本の執筆依頼があったのも、これがきっかけであった。また慶応義塾大学宮沢浩一博士の紹介で、西ドイツ・ザール大学教授のピーター・ビンツ博士 Dr. Pieter Bindzs が来日、人足寄場や行刑法制研究のため法務省矯正研修所附属矯正資料館に再度訪れ、研究して帰られるとか、国際連合アジア極東犯罪防止研修所に留学中のポストン大学犯罪学客員教授のベネディクト・S・アルパー氏 Benedict S. Alper が、関心を示され訪れるなど、これに関連した一事といえよう。

一般市民へのPRについては、滝川博士が浅草商店街を中心とした「よもやま会」で、「鬼平こと長谷川平蔵と人足寄場」を語られ、竹中靖一博士は石門心学会において「人足寄場における心学講話」を、私も銀座三越のギンザ・ビデオ・アカデミー・スタジオで「東京の博物館ガイド」にゲスト出演し、人足寄場を話したりもした。またさらに、本会の活動として現地視察が重要であることから、石川島・常陸上郷・横須賀などの寄場跡も、それぞれ見て廻った。本年三月二十三日、このようにして執筆を依頼された会員の原稿一六点の全てが揃い、創文社にお渡しすることが出来たのである。本書につき、今回割愛した史料集、研究論集を続刊する企画がなされている。

本会が現在までの活動、執筆の段取りに至ったのは、会員の資金面でのご支援、ことに小山功、宮崎佐一郎、矯正協会、石門心学会、岡本経一、永井元、柳生竜一、野口晃、滝川政次郎、竹内寿平、中尾文策、小川太郎、長島敦、奥野彦六、手塚豊、杉山晴康、口田万佐伎、安藤菊二、荻野益三郎、小林宏、八木北斗、田村のぶ、伊藤清、山路閑古、国米秀一、法制史学会理事有志の諸氏から、ご寄付があったお蔭である。

私の名による「あとがき」は、滝川・石井両博士のご指名によるとはいえ、何としても僭越に感ずるのであるが、ただ本書が右のような経緯から誕生、その連絡雑用をお引受けしたことから、報告をおこなう一半の義務を果たさざるを得なかったものとして、なにとぞ諸師先輩、ご協力者のご了解を乞うところである。さらにまた、今回の人足寄場顕彰会の運動から本書の編集に及ぶこの機会を通じ、率直な感慨を述べれば、これまでの碩学とか篤学とかいう個人の力を超え、一つのテーマをより多くの人が、多くの角度から検討し、掘り下げ、総合するという、いわゆるプロジェクト・チーム方式の成果、多くの人の力による学問」というものを、しみじみと感じた作業であった。これも人足寄場に深いご理解をいただく多くの方のご支援と、滝川・石井両博士を軸とした強力なご指導のお蔭であった。

最後に、相当頁にのぼる本書の刊行を快よくお引受け下さった創文社々長久保井理津男氏ならびに、編集長大

洞正典氏、同じくご担当の石川光俊氏のご好意御力添えに深く感謝申上げる次第である。

昭和四十九年八月十五日

人足寄場顕彰会

常任理事 重松一義

執筆者紹介（目次順）

- 石井 良助 東京大学名誉教授・専修大学教授・法学博士
団藤 重光 東京大学名誉教授・慶応義塾大学教授・法学博士
平松 義郎 名古屋大学教授・法学博士
滝川政次郎 国学院大学名誉教授・法学博士
竹中 靖一 近畿大学教授・経済学博士
山本 二郎 早稲田大学教授
重松 一義 法務省矯正研修所教官・青山学院大学講師
森永 種夫 長崎純心女子短大教授
安藤 菊二 元中央区史編纂委員・郷土史家
高柳 金芳 江戸風俗史研究家
荒井貢次郎 東洋大学教授
安平 政吉 元最高検察庁検事・弁護士・法学博士
島田 正郎 明治大学教授・法学博士
沢登 俊雄 国学院大学教授
長島 敦 法務省矯正局長

〔人足寄場史〕

昭和四十九年十月二十日 第一刷印刷
昭和四十九年十月二十五日 第一刷発行

定価四五〇〇円

人足寄場顕彰会

代表編集責任者 滝川政次 助郎

発行者 久保井理津男

印刷者 白井倉之助

東京都千代田区一番町一七二三
東京都青梅市根ヶ布一三三五



発行所 東京都千代田区
一番町一七二三

株式会社 創文社
〒102 電話東京二六三一七二〇(代)
振替東京九二四七七二